

目標Ⅰ 次代を担う社会的に自立した人間の育成

- 1 社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成
 - 2 グローバル人材の育成
 - 3 オリンピック・パラリンピック教育の推進
 - 4 社会的・職業的自立意識の醸成
 - 5 都立高校における特別支援教育の推進
- 

1

社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成【知】

現状と課題

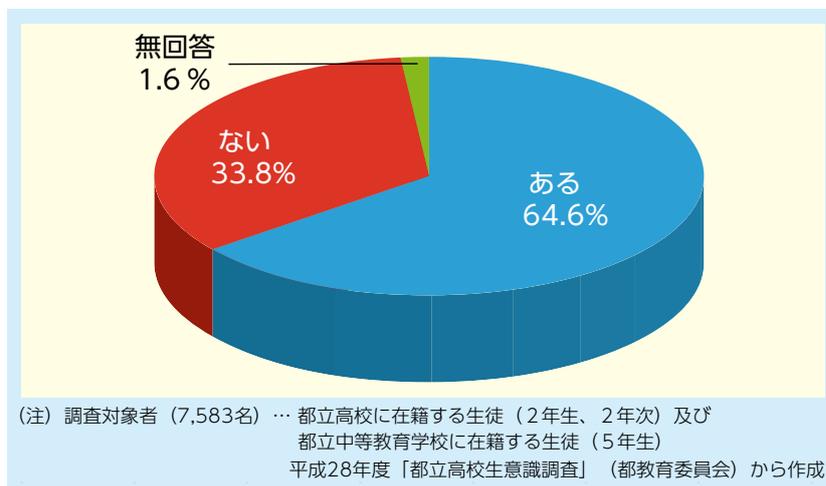
- 都教育委員会は、平成24年度に、学習指導要領に基づく具体的な学習目標を「基礎」「応用」「発展」の段階別に示した「都立高校学力スタンダード¹」を策定し、指導と評価によるPDCAサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る取組を始めました。

平成26年度からは、各都立高校が自校の学力スタンダードを設定することで、教員間の指導方針等の共有や学力の実態把握が可能となり、授業進度の統一化や指導方法の共通化等が進みました。引き続き、基礎学力の定着とともに、学力の伸長に向けて組織的に取り組んでいくことが求められます。

また、主に「基礎」段階の問題を活用する学校の中に、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でなく、授業が理解できていない生徒が一部に見られることから、個に応じた学習を支援していく必要があります。さらに、生徒が学ぶ意義を見いだせず、意欲を低下させることが、学業不振や中途退学につながる一つの要因となっていることから、生徒に明確な目標をもたせ、進路実現に向けて努力できるよう支援する必要があります。

図1 学習について

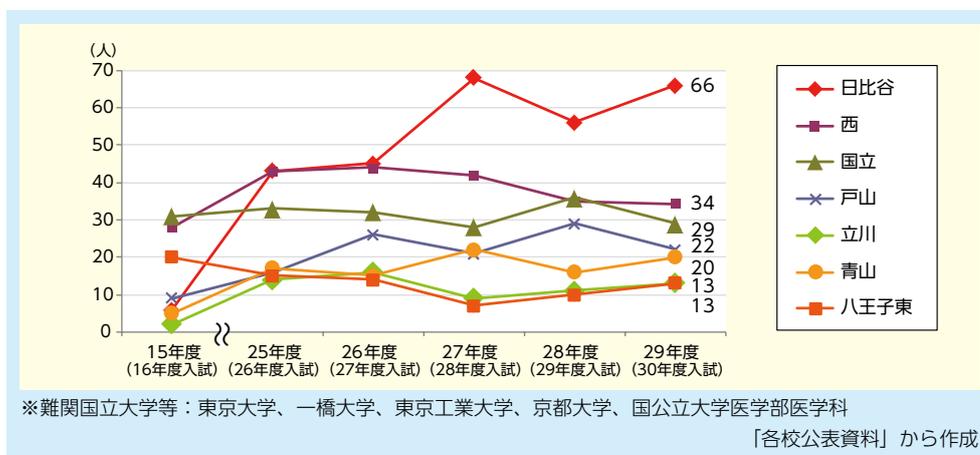
「中学校までの学習で苦手科目があり、高校での勉強についていけないと感じることがありますか。」



- 情報化の進展に伴い、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味し、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解く機会が少なくなっているとの指摘や、教科書の文章を読み解けていない高校生が少なくないとの指摘があります。このため、言葉の意味を理解し、文章を構造的に把握する力、それを基に、文章を読み解く読解力、さらには、計算力、数学的思考力といった、全ての教科等の学習に必要な学びの基盤となる力を育成することが課題となっています。

- 言語は意思疎通の手段としての役割のほか、物事を理解・思考・判断するに当たっての媒介としての役割も有しており、言語能力は全ての学習の基礎となることから、文章で表された情報を的確に理解し、自らの考えの形成に生かすとともに、自らの考えや意見を論理的に説明したり、議論・説得したりするための論理的思考力・表現力等の言語能力を一層育てていく必要があります。
- 進学や就職を希望する生徒が幅広く在籍しており、いずれの層も多数を占めている訳ではない、いわゆる進路多様校においては、生徒の多様な学力や進路希望に応じた指導等を行うことから、進学を目指す生徒のニーズにより一層きめ細かく応えるため、進学を目指す意欲をもった生徒に対して支援を行うことが求められます。
- 進学指導重点校は、進学対策において都立高校を牽引する役割を担っており、これまで、組織的な進学指導体制の構築に取り組み、進学実績を向上させてきました。また、蓄積されたノウハウは進学指導特別推進校等をはじめ、その他の学校の進学対策にも寄与してきました。近年、進学志向が更に高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図る必要があります。

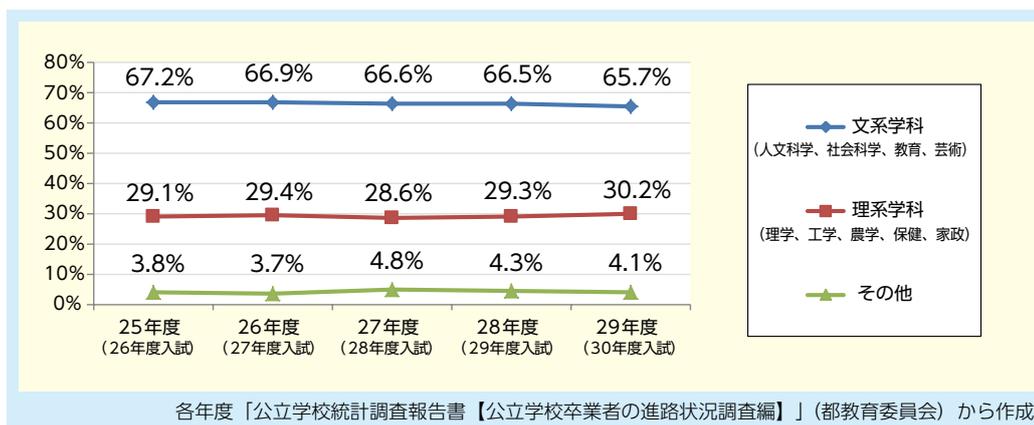
図2 進学指導重点校の難関国立大学等の合格状況（現役のみ）



- 新しい高等学校学習指導要領においては、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント²」の実現が求められています。これらの実現に向けては、全ての都立高校において、それぞれの特色・強みを踏まえた上で、教育目標や育成を目指す資質・能力をグランドデザイン³として示し、それに基づいて指導の改善・発展を図ることが必要となります。
- 現在、かつて経験したことのないスピードで社会が激しく変化しつつあります。AIやビッグデータ等をはじめとした情報技術を日常的に活用することが当たり前となる中で、学校においても、ICT機器等のもつ機能を効果的に活用した教育活動を展開し、基礎学力の定着や学力向上等につなげていく必要があります。

- これまで配備してきたICT機器に加え、平成27年度からの3年間で、タブレット端末を各都立高校に1クラス分配備し、学級単位で1人1台利用できるようにしました。ICT環境は、生徒の学習意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するなど、学習活動をより効果的にするための重要な基盤であることから、今後、更なる充実を進めていく必要があります。
- 人材により成長を遂げてきた我が国の成長基盤をより強固なものとするためには、あらゆる職種において、理数系分野を含めた幅広い教養と広い視野を有する人材が求められます。一方で、都立高校の卒業生のうち、大学の理系学科に進学した者の割合は低水準にとどまっています。また、情報技術を理解し、使いこなす能力を身に付けることが求められるこれからの社会においては、従来の文理の別によらず、これらの技術の根底にある理数系分野の素養の習得がより一層重要となります。

図3 学科別大学進学者の割合（都立高校・中等教育学校。現役のみ）



- 医学部への進学を希望する生徒でチームを結成し、互いに切磋琢磨し、支え合いながら進路希望の実現に取り組むプログラムとして、戸山高校においてチーム・メディカルを結成しています。チーム・メディカルでは、最先端医療に関する講演会、医学部・病院等での体験活動、医療関係者との交流等を実施しており、卒業生の成果等を踏まえつつ、引き続き取組を継続していく必要があります。
- 進学志向の高まりを背景として、都立高校を卒業した生徒のうち、大学等へ進学した者及び進学を希望している者の割合は6割を超えています。一方で、大学等に進学したものの、中途退学に至る学生もおり、その一因には、大学に対するイメージと現実との間のギャップ等があると指摘されています。都教育委員会においては、京都大学と連携協定を締結するなどして、進学指導重点校等と大学や研究機関等との連携により、生徒の大学進学の目的を明確にする契機とすることを目的とした「志」育成事業を実施してきました。また、社会で活躍するために必要な力の育成を目的としたキャリア教育の視点に立った教科指導、進路指導を組織的・計画的に実施しています。今後、対象を進学指導研究校等の中堅校等へ

拡大するとともに、連携先の拡充を図り、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を支援していく必要があります。

また、総合学科高校では、幅広い選択科目の中から、生徒自らが選択して学ぶことができ、生徒の個性を生かした学習を重視しています。その学習の集大成とも言える課題研究は、大学での研究や将来の職業等、進路実現の基盤となっていくものであることから、これを更に充実させていくことが重要です。

- 高校は、社会的に自立した人間として必要となる資質・能力を育成することを目的としていますが、それを基礎とした上で、個々の生徒の興味・関心等に応じて、専門的な学びに触れる機会を提供することを通じて、より深い知識・技能の習得とともに、自らの適性を知る契機とすることも必要となります。また、その学びを大学等における学びにつなげるとともに、進学後の生徒の状況の把握等を通じた高校教育の更なる充実に向けて、高大連携の推進が求められます。

取組の方向

(1) 個々の生徒に応じた指導の充実

生徒一人一人の学力の確実な定着を図るため、学力スタンダードに基づく学習指導を引き続き実施するとともに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して、外部人材を活用した学習支援の充実により、学力の底上げを図ります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現など、新しい高等学校学習指導要領に対応した教育内容等の実施に向け、「アクティブ・ラーニング推進校」等における研究開発を一層進めるとともに、その取組を全ての都立高校に普及・展開させていきます。

1 都立高校学力スタンダードとは、学習指導要領に定められている指導内容について、具体的な学習目標を示したもの。各都立高校はこの学習目標を参考に、学校の設置目的や生徒の実態に応じて自校の学力スタンダードを策定し、組織的な指導体制で指導内容・方法の改善を図っている。

2 カリキュラム・マネジメントとは、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

3 グランドデザインとは、カリキュラム・マネジメントを確立するために、学校の教育目標や育成を目指す資質・能力、それらを達成するための教科等における具体的な評価基準等を可視化した学校の教育活動全般の特色を示したもの

ア 校内の統一的指導体制の構築

各都立高校において、自校で設定した学力スタンダードの学習内容を卒業までに着実に身に付けさせるための指導の充実を図ります。データバンクに登録された標準問題等を参考に自校で作成した学力調査を実施し、学力の定着状況の把握と分析を行うとともに、学習進度や指導内容の改善を図ります。また、各教科における指導の統一化を一層推進し、生徒の学力向上につなげます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
校内の統一的指導体制の構築	「都立高校学力スタンダード」の策定	継続実施 標準問題の作成とデータバンクへの登録	継続実施		
			データバンクへの登録		

イ 個の状況に応じた学力向上の支援

校内寺子屋を設置して、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して、放課後や長期休業日等に外部人材を活用し、個に応じた学習支援の充実を図ります。

また、「ゆめナビプロジェクト研究校」を指定し、学習することの意味を学ぶための企業・NPOと連携したキャリア教育の充実、高校で身に付けるべき学力の定着のための教師用指導資料「東京リ・スタディ」の活用、意欲的に学ぶことを支援するための生徒一人一人に即した指導の充実等に取り組み、その成果の普及を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
個の状況に応じた学力向上の支援		校内寺子屋の設置・成果検証	30校指定	成果検証・再指定	
		〔ゆめナビプロジェクト研究校の指定・成果検証〕	10校指定	成果検証・成果の普及	

ウ 学びの基盤づくりのための取組の推進

文章を読み解くための読解力をはじめとした学びの基盤となる力を、全ての生徒が身に付けることができるよう、「読解力」ワーキンググループと「自ら学ぶ力」ワーキンググループからなるプロジェクトチームを設置し、①学びの現状の把握、②つまずきの原因分析、③対応策の研究、④学習プログラムの開発を行うとともに、研究協力校における実践研究を推進します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
学びの基盤づくり のための取組の推進		〔プロジェクト チームの設置〕	現状把握と 分析・学習 プログラムの 開発		
			研究協力校 における実 践研究		

エ 言語能力向上のための取組の推進

言語能力の向上で、成果を挙げている学校の指導実践を授業公開や実践報告会等を通して普及するとともに、全ての都立高校において、国語をはじめとする全ての教科で言語活動を取り入れた授業の改善を進めます。

また、言語能力の向上を図るため、引き続き「高校生書評合戦（ビブリオバトル）」を開催します。さらに、不読率⁴の更なる改善とともに読書の質の向上を目指し、学校図書館等の利活用を一層推進するとともに、読書によって感じたことを伝える機会等を通じて、読書に主体的に関わる態度を育成します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
言語能力向上のため の取組の推進	言葉の祭典【弁論 大会・高校生書評 合戦等】 〔第三次東京都 子供読書推進 計画策定 読書状況調査 の実施〕	言葉の祭典【高 校生書評合戦等】 第三次計画に基 づく取組の推進 読書状況調査の 実施	継続実施		
			継続実施	第四次計画 の策定	第四次計画 に基づく取 組の推進
			読書状況調 査の実施		

4 不読率とは、1か月に1冊も本を読まなかった生徒の割合のこと。

オ 進学指導重点校等における進学指導体制の整備に向けた支援

新しい高等学校学習指導要領や大学入試改革に対応するため、指導主事等が定期的に巡回し指導・助言を行うとともに、難関国立大学の教授等による最先端の研究成果等の講演を行うなど、引き続き、進学指導重点校等における取組に対する支援を実施していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
進学指導重点校等における進学指導体制の整備に向けた支援	進学指導研究協議会 ⁵ 参加校による授業研究等	継続実施 進学指導重点校等の自習環境の充実と進学指導体制の強化	継続実施		
			進学指導対策の他校への普及		
			新学習指導要領・大学入試改革に向けた新たな指導体制の検討		

カ 進路多様校における進学希望を実現するための学習支援の充実

学力状況や地域性等を考慮しつつ、進路多様校の中から「進学アシスト校」を指定します。これらの学校においては、放課後や土曜日等に外部人材による国語・数学・英語を中心とした受験指導を行い、大学への進学実績の向上を目指すとともに、それにより得られた知見を活用して、大学受験に対応した教員の教科指導力の向上を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
進路多様校における進学希望を実現するための学習支援の充実			進学アシスト校の指定（2校）		

5 進学指導研究協議会とは、進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校、中高一貫教育校の管理職及び教員を対象として、進路分析や進学対策などの研究協議を深め、進学指導の充実に資するため設置している協議会

キ 新しい高等学校学習指導要領に対応した能力の育成

アクティブ・ラーニングの手法を活用して、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習方法を開発する「アクティブ・ラーニング推進校」、グランドデザインに基づき、カリキュラム・マネジメントを実践する「カリキュラム・マネジメント推進校」、探究的な学習を通じて、物事の本質を見極めようとする力やより良い社会を形成する力等の資質・能力を育成する「知的探究イノベーター推進校」を指定し、各推進校において研究開発に取り組んでおり、それらの取組を一層充実させるとともに、全ての都立高校への普及展開を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
新しい高等学校学習指導要領に対応した能力の育成		推進校の指定（アクティブ・ラーニング推進校等）	推進校の指定		全校に展開
			各推進校の取組の充実と普及		

(2) 情報化社会に対応した教育の推進

AIやビッグデータ等の情報技術を活用し、学校教育の諸課題の解決を目指す「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、実証実験を推進するとともに、無線LAN等のICT環境の整備を検討していきます。

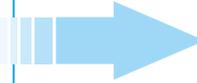
ア 都立学校スマートスクール構想の実現に向けた取組の推進

AI等を活用して、生徒に関する情報や知見を有機的に組み合わせることにより、各学校の課題やその解決策を可視化し、基礎学力の定着や進路実現に向けた学力の伸長といった生徒一人一人の状況に応じた個別最適化された学びの実現を目指します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
都立学校スマートスクール構想の実現に向けた取組の推進		都立学校スマートスクール構想実証実験の事前調査 BYOD研究指定校の指定	計画立案、データ活用研究	システム構築	実証実験
			ICTパイロット校の指定	ICTパイロット校での取組	成果の普及

イ ICT環境の充実

「ICTパイロット校」や「BYOD⁶研究指定校」における取組を踏まえつつ、無線LAN等のICT環境の整備を検討していきます。

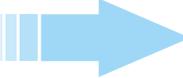
項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ICT環境の充実	〔タブレット PCの導入〕	継続実施	TAIMS ネットワークの強靱化	無線LAN 整備	

(3) 理数教育の推進

理数系トップレベルの人材育成から理数系の素養をもつ生徒の裾野を広げる取組まで、理数教育を幅広く推進していきます。また、医学部への進学を目指す生徒がチームを結成し、互いに切磋琢磨し^{せつさたくま}支え合うプログラムを実施します。

ア 理数系トップレベルの人材の育成（理数リーディング校）

理数教育を牽引し、理数系の^{けんいん}トップレベル人材の素地を育成する拠点として、「理数リーディング校」を指定しており、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における見方・考え方を生かしながら、数理横断的な課題に向き合い、考え抜く力を育成します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
理数系トップレベルの人材の育成（理数リーディング校）	〔理数イノベーション校の指定〕	〔理数リーディング校の指定〕 理数イノベーション校の充実	理数リーディング校の充実		成果検証

6 BYOD（Bring Your Own Device）とは、業務や学校等での使用端末を自治体や法人所有の端末に限定せず、個人所有の端末を利用することを許可する利用形態のこと。

イ 系統的・体系的な理数教育の充実（理数アカデミー校）

富士高校・附属中学校において、探究活動等の充実を図り、大学や研究機関等と連携して最先端の実験・講義を経験・受講できる機会を設けるなどの「理数アカデミー校」の取組を行い、6年間を見通した系統的な理数教育を推進します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
系統的・体系的な理数教育の充実（理数アカデミー校）		理数アカデミー校の指定 探究活動等の充実	継続実施		

ウ 理数系人材の裾野の拡大（理数研究校）

理数系の素養をもつ生徒の裾野を広げるため、専門家や大学生等からの指導・助言や理数教育に関する先進校等との交流、課外活動等を通して、理数に関するテーマの研究を行い、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表するなど、特色ある教育活動を実施する学校を「理数研究校」に指定します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
理数系人材の裾野の拡大（理数研究校）		理数研究校の指定（単年度指定）	継続実施		

エ 大学等との連携による理数研究ラボの展開

科学技術に興味・関心のある生徒が、研究機関等を訪問して最先端の科学技術に接したり、第一線の研究者の講義や指導を受けながら継続的な研究活動を行ったりする機会を提供する理数研究ラボを大学等との連携により実施し、将来の進路実現に向けての触発・動機付けとするとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力の育成を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
大学等との連携による理数研究ラボの展開		〔理数研究ラボの実施〕	理数研究ラボの充実		

オ 「理数科」の設置

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材を育成することを目的として、23区内及び多摩地域への「理数科」の設置に向けた検討を行います。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜83ページ＞】

カ チーム・メディカルによる医学部進学への支援

戸山高校において、国内外の医療現場で活躍する医師の講演等により、医学部に進学する意志を高めるとともに、予備校の知見を活用して模擬試験を分析し、教員が予備校講師と連携しながら、各学年の学習到達目標を達成するための学習方法に関する指導をきめ細かく実施していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
チーム・メディカルによる医学部進学への支援		育成プログラムの実施	継続実施	進学状況を踏まえた検証	

（4）高大連携の推進

都教育委員会においては、生徒の大学進学への目的を明確にするとともに、大学進学後の自己の在り方や生き方を意識させる契機とすることを目的として、京都大学や東京工業大学等との連携により、最先端の研究成果に触れる機会を提供してきたところであり、今後、その実績も踏まえた上で、各大学との高大連携を進めていきます。

ア 首都大学東京との高大連携の推進

文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的・協働的に課題解決や新たな価値を創造できる人材を育成するため、進学指導特別推進校等を対象として、大学レベルの課題研究を実地に学べる仕組みを検討していきます。また、都立高校と首都大学東京の連携のもと、高校から大学までの継続した学びの実現に向けた検討を行います。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
首都大学東京との高大連携の推進		〔包括連携協定の締結〕	実施内容の検討	検討結果を踏まえ順次実施	

イ 東京農工大学との高大連携の推進

東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校教育から大学・大学院教育までの一貫通貫で育成する「高大連携教育プログラム」の実現に向けて、多摩科学技術高校を拠点とした研究開発を進めます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
東京農工大学との 高大連携の推進			実施内容の 検討	試行的導入	本格実施

ウ 東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、小金井北高校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる「高大連携による教員養成プログラム」を東京学芸大学との連携により推進します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
東京学芸大学との 高大連携の推進			実施内容の 検討	試行的導入	本格実施

エ 東京外国語大学、電気通信大学等との高大連携の推進

このほか、「知」の集積拠点である大学が数多く所在する東京の地の利を生かし、様々な分野に特色・強みをもつ各大学との連携を進めていきます。具体的には、「言語・文化、社会」分野に強みをもつ東京外国語大学と、「情報・理工学」分野に強みをもつ電気通信大学との連携に向けて、大学側のニーズも踏まえながら、具体の検討を進めます。

オ 総合学科高校における高大連携の推進

総合学科高校における高大連携を更に推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させ、高校での学びを生かした大学との円滑な接続を実現します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
総合学科高校における 高大連携の推進			連絡協議会の開催		
			連携事業の実施		

カ 「志」育成事業の推進

生徒が、大学進学等進路目標を明確にするとともに、将来の自己の在り方生き方を意識させるため、大学等の連携先を拡充し、最先端の科学技術に関する講演会等を実施します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
「志」育成事業の推進	〔「志」育成事業の実施〕	継続実施	継続実施		

1

社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成【徳】

現状と課題

- 自立した社会人として、これからの社会を生き抜いていくためには、生徒が自らの人生観や価値観に基づき、他者と対話し、協働しながら、より良い解決策を生み出していく力を育むことが重要であり、この点において学校における生活指導は大きな役割を担っています。これまでの取組により、生活指導上の課題は、全体として大きく改善されているものの、引き続き、組織的な生活指導を十分に行うことで、社会人としてのルールやマナーを着実に身に付けさせていく必要があります。
- 平成26年度に策定したいじめ総合対策に基づき、全ての都立高校に学校いじめ対策委員会を設置しました。また、平成29年2月のいじめ総合対策【第2次】には、いじめ防止等の対策を推進する六つのポイントの一つとして、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む（『学校いじめ対策委員会』を核とした組織的対応）」を掲げています。学校いじめ対策委員会を十分に機能させ、いじめ問題解決のための組織的対応を確実に実施していくことが必要です。
- 我が国における15歳から19歳までの死因の第1位は自殺となっており、若い世代の自殺は深刻な状況にあります。平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、学校の努力義務として、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けさせる教育を行うことなどが規定されました。さらに、平成29年7月の自殺総合対策大綱には、「自殺対策に資する教育」として、「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）」「心の健康の保持に係る教育」の3点が示されています。

これらを踏まえ、各都立高校において、自他の生命を尊重する教育を重視するとともに、保健の授業やホームルーム活動等で、信頼できる大人に助けを求めることの大切さ等について、計画的に指導することが重要です。
- スマートフォン等の利用が拡大する中で、その利用が子供の睡眠不足や集中力の低下等を招くおそれがあるとの指摘があります。また、長時間利用に伴う生活習慣への影響やSNS等への書き込みによるトラブルも懸念されます。都教育委員会は、都内公立学校の生徒がSNS等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成27年11月に「SNS東京ルール」を策定しました。このルールに基づく指導を充実させることで、引き続き生徒がSNS等を適正に利用することができる資質・能力を育成していくことが必要です。

図4 都立高校生のインターネット等の利用状況について【回答生徒数：3,058名】

■インターネットを何時まで利用しているか		■一日のオンラインゲームやSNS利用時間	
午後7時頃まで	1.7%	ほとんど使わない	11.1%
午後7時過ぎ～8時頃まで	2.1%	1時間程度	24.6%
午後8時過ぎ～9時頃まで	3.5%	2時間程度	21.8%
午後9時過ぎ～10時頃まで	8.0%	3時間程度	16.0%
午後10時過ぎ～11時頃まで	21.3%	4時間程度	8.1%
午後11時過ぎ～12時頃まで	28.1%	5時間程度	4.2%
午後12時過ぎ～午前1時頃まで	18.7%	6時間程度	3.3%
午前1時以降	14.0%	6時間を超える	8.4%
分からない	-	分からない	-
無回答	2.7%	無回答	2.6%

※午後10時以降の利用が約8割 ※1日3時間以上の利用が約4割

(注) 回答数(3,058名) …都立高校32校のうちインターネットを利用している生徒
平成29年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」(都教育委員会)から作成

図5 インターネット利用による生活や健康の変化
「インターネットを利用していることにより、あなたの生活や健康に変化はありましたか。」
(複数回答可)

インターネット利用による生活や健康の変化割合(%)					
①寝不足になった	35.2	⑥メールやブログなどのサイトを見ないと、落ち着かなかつたり、不安になったりするようになった	6.0	⑪目が悪くなった	34.5
②夜なかなか眠れなくなった	14.7	⑦学校に遅刻したり、欠席することが増えた	4.4	⑫手や指が痛くなった	3.8
③家の仕事を手伝う時間がなくなった	5.5	⑧人と話したり、外出するのが面倒に思うようになった	9.6	⑬使えるお小遣いが減った	2.1
④宿題など(家での勉強)する時間がなくなった	18.9	⑨部活動や放課後の活動に参加しなくなった	2.4	⑭その他	9.0
⑤家の人と話す時間が減った	9.8	⑩本や新聞を読む時間が減った	22.3	無回答	17.0

(注) 回答数(3,058名) …都立高校32校のうちインターネットを利用している生徒
平成29年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」(都教育委員会)から作成

取組の方向

(5) 道德教育の推進と規範意識の育成

都立高校生に道徳的価値の自覚を深めさせ、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。また、社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせるため、授業や日常生活の中でルールを遵守する指導を充実させ、規範意識の醸成と公共の精神の涵養を図ります。

ア 教科「人間と社会」の推進

道徳教育とキャリア教育の内容を一体的に学ぶ、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を、平成 28 年度から全ての都立高校で実施しています。引き続き、社会の現実に照らした体験活動や演習を通じて、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
教科「人間と社会」の推進	〔教科「奉仕」で試行実施〕	全校で「人間と社会」の実施	継続実施		

イ 都立高校生活指導指針に基づく指導の充実

社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導を組織的に実施していくため、都立高校生活指導指針を示すとともに、指導の充実に資する指導資料を活用して、全ての教職員による組織的な指導体制を構築し、学校における規律の維持・向上を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
都立高校生活指導指針に基づく指導の充実	「社会人として身に付けさせる規律・規範」の明示	指導資料に基づく指導の充実	継続実施		

(6) いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育の推進

全ての都立高校において、いじめを防止するための組織的な取組を更に徹底するとともに、学校教育相談体制の充実を図ります。また、SOSの出し方に関する教育を推進するなど、自殺予防対策に関する取組を徹底していきます。

ア いじめ防止対策の推進

いじめ総合対策【第2次】に基づいて、いじめ防止対策を推進していきます。具体的には、いじめ防止対策に効果が認められる実践事例や年間計画例を各都立高校に周知するとともに、教職員への研修を実施し、意識啓発を図ることで、学校いじめ対策委員会の機能強化を図っていきます。また、いじめや暴力行為等に対して見て見ぬ振りをせず、生徒同士で話し合い、解決に向けて行動できるようにするなど、生徒の主体的な取組を促進していきます。

さらに、都独自のいじめに関する調査等を通して、各都立高校が自校の取組状況を把握し、成果や課題等を明らかにし、不断の改善を図る仕組みづくりを充実させていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
いじめ防止対策の推進	〔「いじめ総合対策」の策定〕	〔いじめ総合対策【第2次】の策定〕	〔いじめ総合対策【第2次】の実施〕	〔いじめ総合対策【第2次】の改訂〕	〔いじめ総合対策【第2次】改訂版の実施〕

イ 自殺予防対策に関する取組の徹底

自殺予防教育を推進するため、平成30年2月に「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し、都内の全公立学校に配布しました。全ての都立高校において、教育課程及び学校経営計画に、自殺対策に資する教育の推進に向けた取組方針等を取り込み、都教育委員会作成のDVD教材を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施するなど、自殺予防対策に関する取組を徹底していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
自殺予防対策に関する取組の徹底		〔SOSの出し方に関する教育の実施〕	継続実施		

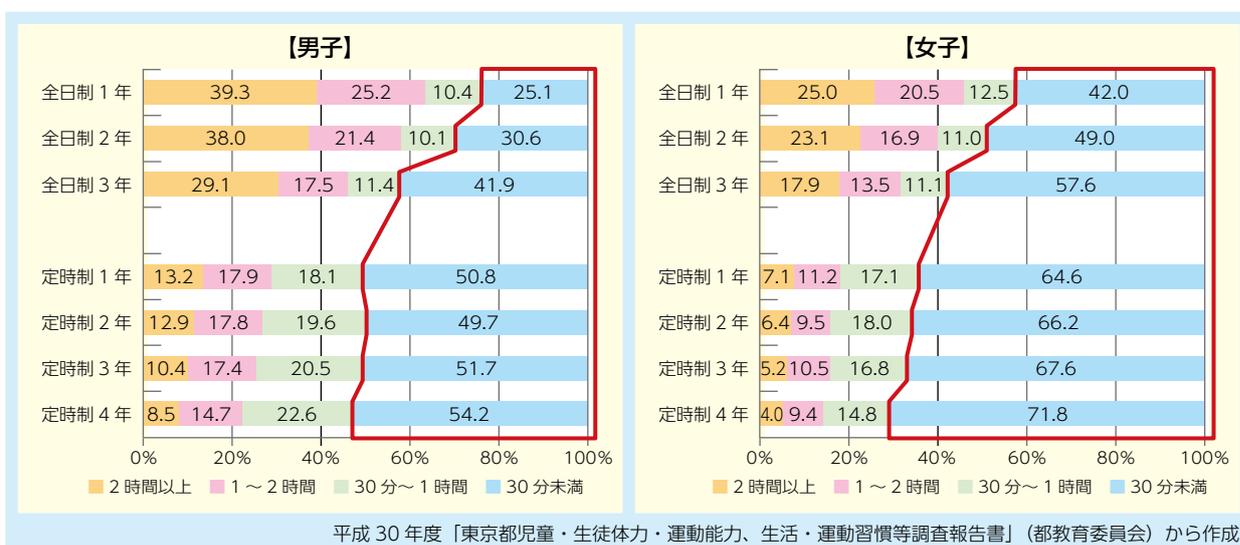
1

社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成【体】

現状と課題

- 都立高校では、体育の授業を除いて、1日2時間以上運動する生徒もいる一方で、ほとんど運動をしない生徒が見られます。そのため、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒を対象とした体力向上への動機付けや運動・スポーツに親しむ機会を設ける取組を実施し、都立高校の生徒の体力水準を改善するとともに、東京2020大会の開催都市としてふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気で活発な人間に育成していく必要があります。

図6 都立高校生の1日の運動・スポーツ実施時間（学校の体育の授業を除く。）



- 脳神経と身体の動きを効果的に結び付け、生徒の体力向上を図ることが期待できるコーディネーショントレーニング⁷に先進的に取り組む都立高校を平成25年度から平成30年度までに延べ17校指定しています。今後は、東京2020大会を見据え、その成果を全ての都立高校に普及させていく必要があります。
- 国立と私立を含む都内の高校から全国大会に出場している生徒のうち都立高校の生徒の割合は、10パーセント程度にとどまっており、東京2020大会の開催等を契機として、競技力向上に向けた取組の裾野を拡大するとともに、国内トップレベルを目指す選手を増加させていくため、運動部活動を活性化する必要があります。

そのため、都教育委員会では平成27年度から「スポーツ特別強化校」を指定し、競技力の向上を図ってきました。その結果、関東大会の団体種目や全国大会の個人種目・団体種目に出場した都立高校生のうち「スポーツ特別強化校」の生徒の占める割合が全体の5割以上となるなど、指定前と比較すると成績が向上しており、今後も引き続き競技力の向上の取組を継続していくことが必要です。また、これらの取組に当たっては、部活動の充実の観点とともに教員の負担軽減の観点も求められます。

図7 国立と私立を含む都内の高校から全国大会に出場している生徒のうち都立高校の生徒の割合



- 児童・生徒の健康づくりを計画的かつ長期的に推進していくための具体的方策として、平成26年度に都教育委員会が策定した都立学校における健康づくり推進プランを着実に推進し、生徒の健全な心と身体の育成を図る必要があります。
- 薬物使用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、全ての生徒が、保健の授業において、薬物による健康被害について学習しています。さらに、都立高校では、警察職員や麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師に招いた年1回以上の薬物乱用防止教室を90%以上の学校が実施しています。しかし、近年、インターネット等により危険ドラッグを含めた薬物に関する情報の入手が容易となっています。また、危険ドラッグを含めた薬物乱用の実態としては、特に若年層による大麻の事犯が非常に増加しており、平成25年と平成29年とを比較すると、20歳未満の検挙人数が約4倍になるなど、薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底が求められています。

取組の方向

(8) 基礎体力や競技力の向上

基本的な生活習慣・運動習慣の確立に向けた取組等を柱とした総合的な対策を実施し、生徒の基礎体力を向上させます。また、運動部活動の一層の活性化や外部指導員等の活用により、部活動の振興を図り、国内トップレベルを目指す生徒を育成します。

7 コーディネーショントレーニングとは、身体を動かすことを苦手とする生徒でも、手軽に取り組むことができる運動であり、運動意欲を高めたり、自信をもって運動に取り組むことができるようにすることを目的としたもの。脳、身体に適切な感覚・運動刺激を与え、体力・運動能力を向上させることを目的としている。

ア 「アクティブプラン to 2020」の推進

平成27年度に策定した「アクティブプラン to 2020」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、体力向上の原理・原則である「基本的生活習慣の定着」、「栄養・運動・休養の健康三原則の実施」、「アクティブライフの実践」を柱に様々な取組を展開します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
「アクティブプラン to 2020」の推進	「アクティブプラン to 2020」の策定	計画に基づき取組実施	継続実施	新推進計画の検討	実施及び成果検証

イ パワーアップハイスクールの指定

生徒の体力や運動習慣に課題のある都立高校をパワーアップハイスクールに指定し、体力向上を目的とした取組を充実させることにより、特色ある学校づくりを促すとともに、体力下位層の底上げを目指します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
パワーアップハイスクールの指定		指定校における取組実施	継続実施	成果検証・見直し	

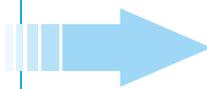
ウ コーディネーショントレーニング地域拠点校の指定

コーディネーショントレーニングに先進的に取り組む都立高校を地域拠点校として指定し、地域拠点校が行う研修や都教職員研修センターが主催する研修により、全ての都立高校へコーディネーショントレーニングの普及を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
コーディネーショントレーニング地域拠点校の指定	実験校、実践研究校による試行的取組	地域拠点校における展開・普及 普及に向けた教職員研修の実施	継続実施		成果検証・見直し
			継続実施		成果検証・見直し

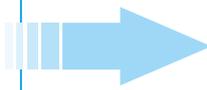
エ スポーツ特別強化校の指定による競技力向上

「スポーツ特別強化校」において、引き続き複数の運動部活動が全国大会や関東大会へ出場することを目標として競技力向上を図るとともに、競技人口の少ない運動部活動の普及・活性化に取り組みます。また、「スポーツ特別強化校」が他県へ遠征する際の支援を行うことで、遠征先の高校生とのスポーツ交流等を通じて、競技力の向上などを図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
スポーツ特別強化校の指定による競技力向上	スポーツ特別強化校（第1期）の指定	スポーツ特別強化校（第2期）の指定（40校58部）	競技実績等を年度ごとに評価		第3期指定

オ 部活動指導員の活用による運動部活動の推進

部活動の充実と教員の勤務負担軽減を図るため、部活動指導員を配置していきます。

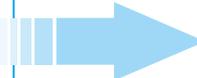
項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
部活動指導員の活用による運動部活動の推進		〔都立校163校に指導員を配置〕	配置の拡充		成果検証・改善見直し

(9) 健全な心と身体の育成

平成 26 年度に策定した都立学校における健康づくり推進プランに基づく取組を着実に実施し、生徒の健全な心と身体を育成していきます。また、危険ドラッグ等の薬物乱用の事犯が多発しているため、薬物乱用の防止に関して指導の徹底を図ります。

ア 健康づくり推進プランの実施

アレルギー疾患の児童・生徒数の増加など、新たな健康課題に対応するため、都立学校における健康づくり推進プランに基づいて、地域保健機関等と組織的な連携を図るとともに、健康づくり体制の構築、健康づくり推進のための支援、生徒の健康課題に対する環境整備、都立高校における健康教育の推進等を図り、生徒の健全な心と身体を育成していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
健康づくり推進プランの実施	「都立学校における健康づくり推進計画」の検証・評価 「都立学校における健康づくり推進プラン」の改定・実施	プランに基づく取組実施、検証・評価	プランの見直し・改定	プランに基づく取組実施	

イ 危険ドラッグ等の薬物乱用防止教育の推進

危険ドラッグを含めた薬物乱用防止について、教員向けの「薬物乱用防止に関する指導資料」を活用するとともに、警察職員や麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師に招いて薬物乱用防止教室を計画的に実施するなどして、薬物乱用防止に関する指導の充実に努めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
危険ドラッグ等の薬物乱用防止教育の推進	「薬物乱用防止に関する指導資料」の改訂	薬物乱用防止教育の充実	継続実施		

2

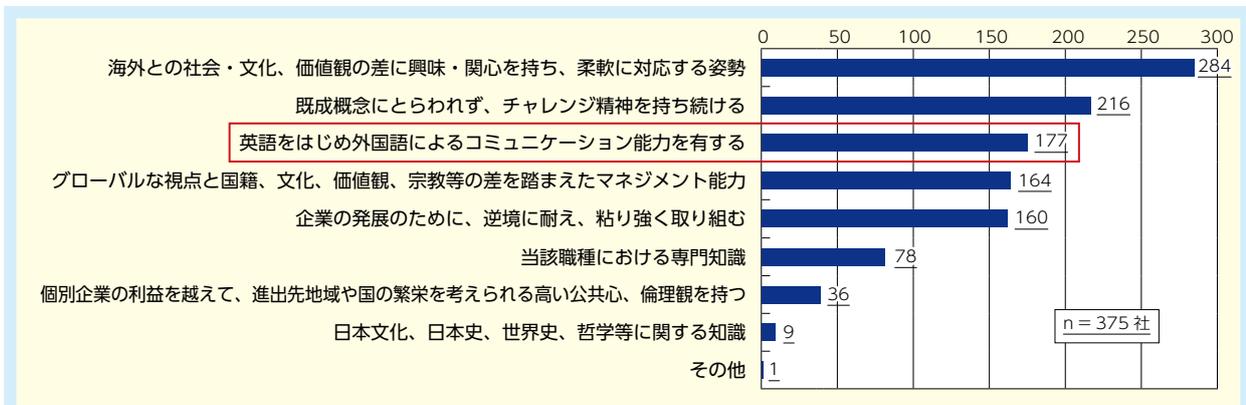
グローバル人材の育成

現状と課題

- 平成 28 年度から 3 年間、進学指導重点校や中高一貫教育校等の中から「英語教育推進校」を 40 校指定しました。これらの学校においては、英語の学習到達目標である C A N - D O リストを作成するとともに、外部検定試験の受験への支援やオンライン英会話等を実施し、英語の 4 技能のうち「聞く」「話す」を特に強化するなど、個々の生徒へのきめ細かい指導を展開してきました。その成果等も踏まえ、今後も取組を推進していくことが必要となります。

図 8 グローバル人材に求める資質・能力

「グローバル事業で活躍する人材に求められる素質・知識・能力」(複数回答可)



(注) 調査対象…経団連会員企業 (243 社) 及び地方別経済団体加盟企業 (220 社)

2015 年「グローバル人材の育成・活用に向けて求められる取り組みに関するアンケート」主要結果

(一般社団法人 日本経済団体連合会) から作成

- J E T プログラム⁸による外国人青年 (以下「J E T 青年」という。)の招へいを拡大し、平成 27 年度には全ての都立高校 (定時制課程単独校を除く。)に、J E T 青年を配置しました。さらに、平成 30 年度には二人配置する学校を計 50 校まで拡大しました。J E T 青年が、教員と協力しながら、より効果的な指導を行えるように、来日時の研修や任用途中に実施している指導力向上研修を更に充実させていく必要があります。また、授業視察等を通じた学校に対する指導・助言を行うとともに、J E T 青年を効果的に活用した授業の実践事例や学習指導案を全ての都立高校で共有し、英語の授業改善を図っていく必要があります。
- 平成 29 年度に「英語教育推進校」40 校のうち 20 校を「T E E P⁹実施校」として指定し、学校生活において、日常的に繰り返し英語に触れ、体験的に英語を使う機会を拡大するために、会話のきっかけとなる映像コンテンツを作成するとともに、これらのコンテンツを用いた交流やアクティビティー等を行うための校内環境整備に向けた支援を行いました。今後は、コンテンツ等の内容の充実、事業の効果検証、実施校の拡充について検討を行い、事業改善を図っていく必要があります。
- 「世界一の都市・東京」の将来を支える生徒が、国内にいながらにして、体験や

実践を通じた英語漬けの環境を手軽に利用でき、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的に、東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を平成 30 年 9 月に開設しました。今後、多くの学校が利用し、有意義な体験ができるように、民間事業者とともに内容の充実を図ることが重要となります。また、利用者の拡大に向け、教育関係者に加え、保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要となります。



- 平成 27 年度にグローバル・リーダーの育成を推進する都立高校 10 校を「東京グローバル 10」として指定し、取組を支援してきました。その後、事業効果の検証を行い、同 10 校を対象とし、平成 30 年度から新たに 3 年間の指定を行いました。平成 30 年度は、オンライン英会話など I C T を活用した英語教育、外部検定試験の受験への支援を行い、生徒の英語力の向上を図ってきました。また、海外大学への進学希望者に対し、海外大学進学に向けた準備や学習に関する情報提供等の支援を行い、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を推進してきました。今後、これまでの事業の効果検証や課題の把握等を進めるとともに、事業の改善に向けた検討を進め、学校の取組を引き続き支援していく必要があります。
- 多くの都立学校が国際交流に意義を感じている一方、交流先になり得る海外の学校等の情報がない、交流先を探す余裕がない、英語やその他の外国語で相手校等と交渉するのは難しいなど、様々な課題が顕在化しています。学校間交流を拡大するためには、交流活動の実践事例・成果の共有をはじめ、学校に対して、効果的な支援を行うことで、より多くの学校が国際交流を行えるよう、裾野を広げていく必要があります。

そのため、平成 28 年度から姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を進める学校を「姉妹校交流推進校」に指定（平成 30 年度からは「海外学校間交流推進校」として指定）し、交流活動に必要な支援を行ってきました。また、都教育委員会では、より効果的かつ広範囲に海外の学校との交流が可能となるよう、海外の教育行政機関と教育に関する覚書を締結し、交流を促進してきました。今後はこれまでの実績を踏まえ、グローバル化に対応するため更なる国際交流を推進していく必要があります。
- 都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報を一元化し、学校からの相談対応等を行う東京都国際交流コンシェルジュを平成 30 年 10 月に開設しました。今後は、このコンシェルジュを活用し、各学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、全ての都立高校において国際交流を実現できる環境を整える必要があります。
- これまでも一部の都立高校では、個別に海外からの留学生を受け入れていましたが、平成 29 年度に海外の生徒に東京の魅力を体感してもらう「東京体験スクール」を開始し、オーストラリアやニュージーランド等の中高生を制度的に都立高校で受け入れるようにしました。海外留学生の受入促進に当たっては、各都立高

校の行事予定など状況に応じた受入時期や規模の設定、ホームステイの在り方に関する検討など学校が受け入れやすい環境を整備することが必要となります。また、海外留学生にとって、東京を留学先を選ぶインセンティブとなるような留学機会の創出や、効果的な情報発信が必要となります。

- 都立高校生を対象とした海外留学支援事業である次世代リーダー育成道場のプログラムは、事前研修、留学、事後研修で構成しており、留学の派遣時期により二つのコースを設定しています。プログラム実施後の調査では、修了生の9割以上の生徒が自身の英語力やコミュニケーション能力の向上を実感しています。今後は、海外留学に必要な英語力を担保しながら、事前研修の精選と充実を図る必要があります。

図9 次世代リーダー育成道場の修了生を対象としたアンケートで肯定的な回答の割合

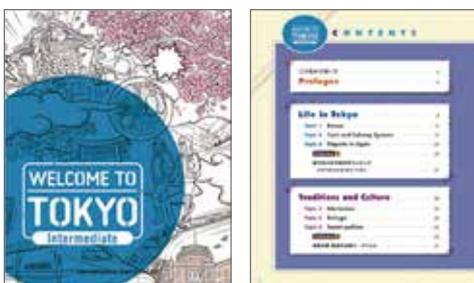
項目	3期生	4期生
英語力の向上(※)	98%	99%
コミュニケーション能力	99%	92%
主体性・積極性、チャレンジ精神	99%	90%

※英語力については、入校時と留学後のS L E Pテストにおいて、留学後のテストで得点が上昇した場合を肯定的な回答としている。
「次世代リーダー育成道場修了者(3期生・4期生)の意識調査」から作成

- 豊かな国際感覚を醸成するためには、英語のみならず、様々な言語や文化に対する興味・関心を高め、積極的に交流しようとする意欲や、将来、マルチリンガルとして世界で活躍する資質の素地を育成することが求められます。このため、第二外国語を活用する機会を提供し、生徒の学習意欲を高めるとともに異文化理解の裾野を広げていくことが必要となります。
- 日本人として世界を舞台に活躍するためには、伝統・文化など日本の良さをより一層理解することが必要です。このため、都教育委員会においては、日本の伝統・文化とその価値に対する理解を深めるため、平成24年度から全ての都立高校で日本史を必修化するとともに、東京都独自の日本史科目である「江戸から東京へ」のテキストを都立高校の新入生全員に配布しています。

また、平成27年度に都独自の英語教材として「Welcome to Tokyo」(Intermediate)を作成し、全ての都立高校生に配布しました。平成28年度には教員用の指導書を作成し、全ての都立高校に配布しました。さらに、平成29年度には、「Welcome to Tokyo」(Elementary, Basic)の日本語版を作成し、国際交流活動の契機として活用するため、海外の学校との学校間交流を実施する都立高校に配布しました。

都独自英語教材『Welcome to Tokyo』Intermediate (発展編)



Intermediate (発展編)

都独自英語教材

『Welcome to Tokyo』Intermediate (発展編)

本教材は、東京都の多様な特色が取り入れられており、授業をはじめ様々な場面で活用し、日本・東京の文化や歴史等の理解の促進と英語による発信力の向上を図ります。

平成 28 年度から平成 30 年度まで、全ての都立高校で伝統芸能鑑賞教室を実施し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、その価値に気付かせ、日本文化の発信者となるための基本的な資質・能力を育成してきました。

今後も、これらの取組を通して、日本の伝統・文化に対する生徒の理解を更に促進していく必要があります。

図 10 自分の子供の文化芸術体験について親として期待する効果

項目	割合
日本の文化を知り、国や地域に対する愛着をもつ	59.2%
美しさなどへの感性が育まれる	43.0%
他国の人々や文化への関心が高まる	39.4%
コミュニケーション能力が高まる	38.9%
他者の気持ちを理解したり思いやりたりするようになる	37.1%

(注) 有効回答数 (1,831 名) …全国 18 歳以上の日本国籍を有する者
平成 28 年度「文化に関する世論調査」(内閣府) から作成

- 文化部活動では、生徒が創造性を発揮しながら協力して技能を高めること等を通して、豊かな人間性を育むとともに、芸術文化の担い手を育てることが期待されています。現在、都立高校の文化部と運動部は、部活動設置数や全国大会等への出場校数において、大きな差はありませんが、一方で、文化部の活動や成果の広報が必ずしも十分とは言えません。また、文化部活動も専門性が非常に高く、指導者の確保や学校間の交流、切磋琢磨^{せつさたくま}が一層必要な状況となっています。
- グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化するなど、予測が困難な時代となることが予想されています。これからの学校には、一人一人の生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。

取組の方向

(1) 使える英語力の育成

英語の 4 技能「聞く」「読む」「話す」「書く」を確実に身に付けさせるため、個々の生徒へのきめ細かい指導を展開します。また、外国人指導者の効果的な活用や体験的に英語を使う機会を創出するなどにより実践的な英語力を育成します。

8 JETプログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) とは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」であり、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する世界最大級の国際交流事業のこと。「一般財団法人自治体国際化協会(クレア)」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、推進している。

9 TEEP (Tokyo English Empowerment Project) とは、「使える英語力」強化に向けた方針として、授業の質の向上、学ぶ時間・機会の増加、学ぶ意欲・学ぶことを継続させることを目指したプロジェクトのこと。

ア 英語教育推進校の指定

進学指導重点校や中高一貫教育校等の中から「英語教育推進校」を指定し、第1期の成果を踏まえつつ、今後も英語の学習到達目標であるCAN-DOリストの活用率を高め、生徒の英語力の向上を図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
英語教育推進校の指定		(第1期) 英語教育推進校の指定(40校)	(第2期) 英語教育推進校の指定(40校)		(第3期) 英語教育推進校の指定の検討

イ JETプログラムによる外国人指導者の活用による授業改善

JET青年を全ての都立高校（定時制課程単独校を除く。）に配置し、更に「東京グローバル10」等の指定校には、二人の配置を引き続き行います。JET青年の活用により、英語の授業における教員とのチーム・ティーチングの実施、部活動や学校行事等における生徒との日常的な交流等を通じて、生徒の実践的な英語力の育成や国際教育の推進を図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
JETプログラムによる外国人指導者の活用による授業改善	[JET青年を全ての都立高校に配置]	JET青年の一層の活用 [東京グローバル10等の指定校への二人配置]	継続実施		
			継続実施		成果検証

ウ 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト(TEEP)の実施

生徒が、学校生活において日常的に繰り返し英語に触れ、体験的に英語を使う機会を拡大するために、会話のきっかけとなるオンデマンドでの映像コンテンツを配信し、JET青年がこのコンテンツを活用することにより、生徒が実践的な英語によるコミュニケーション能力を身に付けられることを目指すとともに、映像コンテンツ等の内容についても充実させていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト(TEEP)の実施		[TEEP実施校の指定]	映像コンテンツの配信・活用		成果検証・改善見直し

イ 海外との学校間交流の促進

覚書を締結している国や地域をはじめとする海外の教育行政機関と連携し、都立高校と海外の学校とのマッチングを支援するとともに、国際交流に関して先進的な取組を行っている高校を「国際交流リーディング校」として認定し、その事例等について、グローバル人材育成に関するWebサイト「東京ポータル」等を活用し、幅広く情報提供を行っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
海外との学校間交流の促進		交流の連携先の開拓などの支援 [国際交流リーディング校の認定]	海外との学校間交流の拡充		

ウ 東京都国際交流コンシェルジュの活用

東京都国際交流コンシェルジュにおいて、海外の学校情報や、都立高校をはじめとする学校の基本情報、ニーズ等を登録する国際交流データベースを構築していきます。また、相談員を配置して、海外や都内公立学校からの相談に対応するとともに、海外の教育行政機関と連携して、海外の学校等の新規開拓のほか、学校間のマッチングも行っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
東京都国際交流コンシェルジュの活用		[東京都国際交流コンシェルジュの設置]	海外の学校等の新規開拓		
			学校間のマッチング		

エ 海外からの留学生受入れの促進

海外教育行政機関等と連携し、短期留学を中心とする海外からの留学生の受入れを促進します。平成 29 年度から開始した「東京体験スクール」を引き続き実施し、モデル事例として他校へ広く紹介するなど、情報共有を進めていきます。また、「東京体験スクール」経験者の同窓会の立ち上げなどにより、ネットワークを構築するなど、東京への留学機運を更に高めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
海外からの留学生受入れの促進		海外からの留学生受入れの促進 〔東京体験スクールの実施〕	継続実施 経験者によるネットワークの構築		

オ 次世代リーダー育成道場の実施

生徒に留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」を引き続き実施し、その中で、留学に必要な語学力、問題解決能力、チャレンジ精神等を高めるとともに、日本の歴史や伝統・文化への理解を深めるため事前研修を行います。また、Web ページでの情報提供を行い、留学の有用性等を広く発信していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
次世代リーダー育成道場の実施	第1期生～第4期生留学	第5期生～第7期生留学	第8期生留学	第9期生留学	第10期生留学

カ 多言語学習の充実

多様な言語を学ぶ環境を充実させるため、英語以外の7か国語（中国語、フランス語、ドイツ語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ロシア語及びイタリア語）の科目について、単位制高校や総合学科高校等への設置を推進するとともに、設置する学年や授業レベル、講座数の拡大を検討していきます。

また、2か国語の語学部活動等の設置を支援し、講師を派遣することで、生徒の興味・関心を高め、様々な言語を用いて積極的に交流しようという意欲を高めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
多言語学習の充実	英語以外の外国語選択科目の実施拡大 部活動等への外国語講師派遣 外国語体験講座	継続実施	継続実施		
		継続実施	継続実施		
		継続実施	継続実施		

(3) 日本人としての自覚と誇りの^{かんよう}涵養

生徒に日本の伝統・文化とその価値に対する理解を深めさせることで、国際社会で主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養います。

ア 伝統芸能鑑賞教室の実施

外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築く上での基礎となる日本の伝統・文化について、生徒の理解を促進し、その良さを発信できるようにしていくため、全ての都立高校で伝統芸能鑑賞教室を実施します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
伝統芸能鑑賞教室の実施		(第1期) 全ての全日課程及び希望する 定時制課程・通信制課程で実施	(第2期) 継続実施		

イ 都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

東京 2020 大会の開催を踏まえ、日本・東京の文化、歴史等の理解の促進及び英語による発信力の向上を図るため、引き続き、「Welcome to Tokyo」の活用を図っていきます。また、国際交流活動を進めるため、日本語版（Elementary、Basic）の活用を進めていきます。さらに、東京 2020 大会以降を見据えた新たな教材開発に向け、検討を行っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用	〔「Welcome to Tokyo」の配布〕	教材の活用	継続実施		
		指導書の作成・配布	指導書の活用		
		教材の電子化検討	新たな教材開発の検討		

ウ 日本史の必修化

日本の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、近現代史の大きな歴史の流れを総合的に理解させるため、引き続き日本史を必修とし、授業の充実を図っていきます。また、都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の普及啓発を図り、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育みます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
日本史の必修化	日本史の必修化	継続実施	継続実施		

エ 全国高等学校総合文化祭東京大会に向けた文化部活動の振興

文化部活動の成果や魅力を都内の全ての高校に普及・啓発し、文化部活動の設置促進や芸術文化の担い手の育成を進めていきます。そのため、「文化部推進校」と「文化部新設置推進校」を指定し、他校との合同練習や情報交換会等を実施していきます。また、平成 34（2022）年度に開催される第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、活動の成果や魅力を都内の全ての高校に発信し、日本や世界の芸術文化の継承や発展に貢献できる人材の育成を図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
全国高等学校総合文化祭東京大会に向けた文化部活動の振興		開催準備委員会設置・開催 文化部推進校・文化部新設置推進校指定 東京都高等学校文化祭開催	開催準備委員会開催	実行委員会設置・開催	
			1000 日前イベント開催	東京大会開催決定	プレ大会開催 大会 PR 活動
			継続実施		
			継続実施		

(4) 持続可能な社会づくりの担い手の育成

自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度を養い、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

ア 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」を指定し、平成 27 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）¹⁰ に掲げられている課題等を題材として、各教科等の見方・考え方を働かせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画例と授業モデルの作成や、外部人材等の地域の教育資源の活用等を行っていきます。あわせて、推進校でのこれらの取組の成果を全ての都立高校に普及させていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
持続可能な社会 づくりに向けた 教育の推進		〔持続可能な社会 づくりに向けた教育推進 校の指定〕	継続実施 推進校での 取組成果を 他校へ普及・ 啓発	全校に展開	

¹⁰ 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年 9 月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から平成 42（2030）年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

3

オリンピック・パラリンピック教育の推進

現状と課題

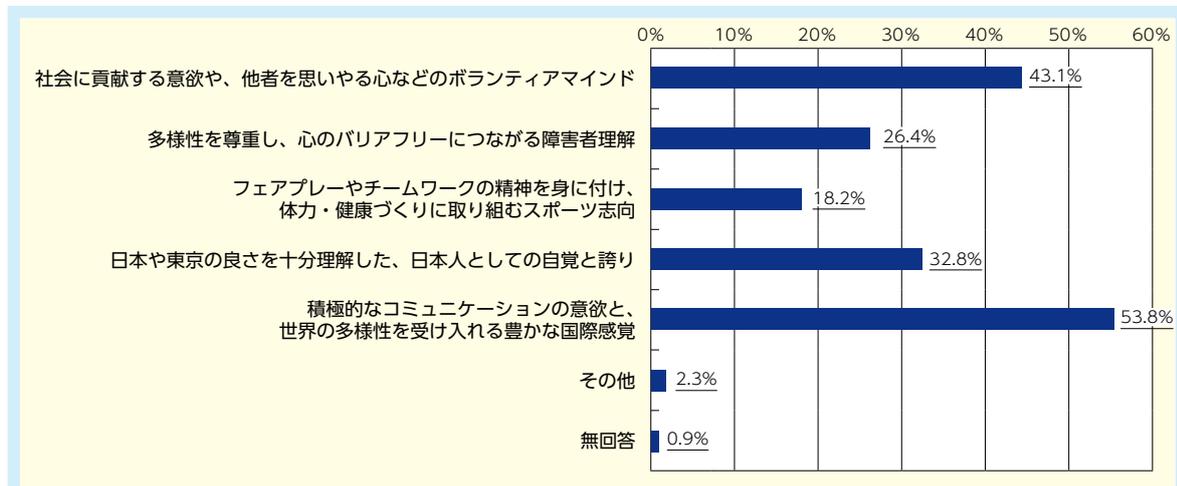
- 平成 28 年 1 月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針を策定し、同年 4 月から全ての都立高校において、オリンピック・パラリンピック教育を展開しています。これにより、生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成するとともに、東京 2020 大会の経験を通じて、その後の人生の糧となるようなかけがえのないレガシーを生徒一人一人の心と体に残していきます。

具体的には、生徒に身に付けさせる五つの資質を「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」と設定し、この五つの資質の育成を図るために、四つのプロジェクト「東京ユースボランティア」「スマイルプロジェクト」「夢・未来プロジェクト」「世界ともだちプロジェクト」を展開しています。

平成 28 年度から 5 年にわたる「東京都オリンピック・パラリンピック教育」は、東京 2020 大会以降も、レガシーとして各都立高校の教育活動に長く引き継がれることが求められています。

図 11 都立高校の教育内容について

「オリンピック・パラリンピック教育を通じて伸ばさせるべき生徒の資質・能力のうち重要なものは何だとお考えですか」（複数回答可）



(注) 調査対象者 (1,152 名) …東京都に居住する 19 歳以上 60 歳以下の方及び東京都に居住する高校生
平成 28 年度「都立高校に関する都民意識調査」(都教育委員会) から作成

取組の方向

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を全ての都立高校で推進します。平成30年度からは、生徒たちが来るべき共生社会の担い手となること等を踏まえ、五つの資質の中で、特に「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を重点的に育成しています。今後、各学校においてSDGsと関連付けた取組を進めるとともに、都の実施する「文化プログラム」の活用などにより鑑賞・体験等を通じて生徒が芸術や文化に触れる機会を設けるなど、学校の特色化に結び付く教育活動を更に充実させ、オリンピック・パラリンピック教育のレガシー構築に向けた取組を進めていきます。

また、これを確実に実施するために、平成31(2019)年度から全ての都立高校において、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーの構築を学校経営計画等に明確に位置付け、東京2020大会以降を見据えた中長期的な教育活動を展開していきます。

さらに、平成34(2022)年の第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の成功に向けて、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーが様々な形で発揮される仕組みを構築していきます。

ア ボランティアマインドの醸成

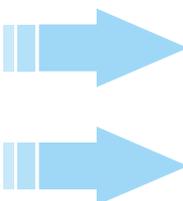
生徒のボランティアマインドを更に醸成していくため、「東京ユースボランティア」を継続します。具体的には、「東京ユースボランティア・バンク」によるボランティア情報の発信をより一層充実させるとともに、新たに全ての都立高校にボランティアサポートチームを編成し、各学校で組織的・計画的にボランティア活動が一層推進される仕組みを構築します。

また、都立高校生等によるボランティア・サミットを開催し、都立高校全体で社会貢献の機運を高め、共生社会実現の担い手としての意識向上を図ります。さらに、東京2020大会開催時には、多くの生徒が様々な形でボランティアとして活躍できるよう、関係機関と調整を図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ボランティアマインドの醸成		東京ユースボランティアの取組の実施	東京ユースボランティアの取組の充実	東京2020大会関連ボランティア体験	各校でレガシーとなる取組を実践

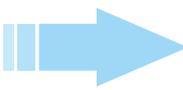
イ 障害者理解の促進

特別支援学校の児童・生徒との交流等により、生徒の障害者理解を更に促進するとともに、障害の有無にかかわらず、他者との相互理解を促進するため、「スマイルプロジェクト」を継続します。また、「夢・未来プロジェクト」におけるパラリンピアン等のアスリートの学校派遣等を実施していきます。具体的には、今後のパラスポーツの振興に貢献できるよう、指導者拡充の取組やパラスポーツの観戦・体験機会の更なる創出に取り組んでいきます。さらに、東京2020大会開催時には、生徒が日本や諸外国のパラリンピアンを直接応援できるよう、関係機関等と調整を図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
障害者理解の促進	〔オリンピック・パラリンピアン等の学校派遣〕	スマイルプロジェクトの取組の実施 夢・未来プロジェクトの取組の実施	スマイルプロジェクトの取組の充実 夢・未来プロジェクトの取組の充実	 東京2020大会パラリンピック観戦・応援	各校でレガシーとなる取組を实践

ウ 豊かな国際感覚の醸成

生徒の豊かな国際感覚を更に醸成していくため、「世界ともだちプロジェクト」を継続します。具体的には、世界の様々な国や地域の言語、文化、歴史等の学習を更に推進するとともに、東京都国際交流コンシェルジュを活用することにより、留学生や大使館等との交流、海外現地校との交流等を一層促進し、世界各国の人々とのコミュニケーション機会の創出を図ります。また、東京2020大会開催時には、生徒が日本や諸外国の選手を、競技会場等で直接応援できるよう、関係機関等と調整を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
豊かな国際感覚の醸成		世界ともだちプロジェクトの取組の実施	世界ともだちプロジェクトの取組の充実	 東京2020大会オリンピック・パラリンピック観戦・応援	各校でレガシーとなる取組を实践

4

社会的・職業的自立意識の醸成

現状と課題

- 選挙権年齢の引下げに伴い、生徒が、より一層社会との関わりをもち、社会の一員であることを自覚するため、主権者教育を、「法」に関する教育、金融・金銭教育、租税教育、社会保障に関する教育等とともに充実させながら、社会人としての素養を養い、主権者意識を醸成してきました。

平成34(2022)年度からは成年年齢が満18歳に引き下げられるため、生徒自身が自ら考え、自己実現を図るとともに、積極的に社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してより良い社会を形成する資質・能力を育成することが一層重要になります。また、成年年齢の引下げにより懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、消費者教育を充実させる必要もあります。

- 企業や大学、若者支援に関する専門的知見を有するNPO等と連携し、高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを、普通科高校を中心に実施してきました。しかし、教育プログラムの単発的な導入にとどまっている学校もあり、系統的・継続的な活用ができていないという課題があります。引き続き、系統的・継続的なキャリア教育を支援する取組を進めていく必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携して防災教育を推進し、社会貢献意識と実践力を向上させていくため、「防災ノート～災害と安全～」の活用や合同防災キャンプ等の取組を行っています。今後も、防災に関わる知識を計画的に習得させ、その知識を活用できる生徒の育成や、地域社会での防災ボランティアや防災リーダーとなる人材を育てていくことが重要です。
- 「ボランティア活動推進校」を指定し、その成果の普及等を通じて、全ての都立高校でのボランティア活動の推進に取り組んでいます。今後は、東京ユースボランティア・バンクやオリンピック・パラリンピック教育の活用、地域のボランティアセンターとの連携を強化していく必要があります。

取組の方向

(1) キャリア教育の推進

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し、現実社会の諸課題を自分の問題として捉え、考え、判断することができるよう主権者意識等の醸成一層図っていきます。

また、企業・NPO等と連携し、系統的なキャリア教育支援の仕組みづくりを進め、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。

ア 主権者意識等の醸成

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し、現実社会の諸課題を自らの問題として捉え、考え、判断する能力を育成するため、職業意識の醸成を図るとともに、主権者教育を一層充実していきます。また、大人としての自覚を育むため、教科「人間と社会」をはじめとする教育活動全体を通じて、「法」に関する教育や金融・金銭教育、租税教育等と関連付けながら、自由・権利と責任・義務等の理解を基に、各人の意見や利害の対立を捉え、公平・公正に調整するなどして、他者と協働してより良い社会を形成する力を育成していきます。

さらに、消費者教育を充実させ、消費者の権利と責任を踏まえた自立した消費行動をとることができる、社会の形成者として必要な資質・能力を育成します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
主権者意識等の醸成		主権者意識を醸成する教育等の充実	継続実施	→	
			消費者教育の充実	→	

イ 企業・NPO等との連携によるキャリア教育の推進

企業や大学、NPO等との連携のもと、普通科高校を中心に、学校ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムを導入する「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を引き続き実施するとともに、系統的なキャリア教育を進めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
企業・NPO等との連携によるキャリア教育の推進	プログラムの開発と事業の実施	プログラムの充実	継続実施	→	

ウ 教科「人間と社会」の推進（前掲〈33 ページ〉）

道徳教育とキャリア教育の内容を一体的に学ぶ、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を、平成 28 年度から全ての都立高校で実施しています。引き続き、社会の現実に照らした体験活動や演習を通じて、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。

項目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
教科「人間と社会」の推進	〔教科「奉仕」で試行実施〕	全校で「人間と社会」の実施	継続実施		

(2) 社会貢献意識と実践力の育成

自分だけでなく他人も守り、高い社会貢献意識と実践力を兼ね備えた人間を育成するため、生徒による実践を中心とした防災教育等を展開し、都立高校の生徒に対する期待や防災に関する社会的要請に応じていきます。

また、ボランティア活動に興味・関心のある生徒から編成されるボランティアサポートチームの活動を通して、各都立高校においてボランティア活動を促進していきます。

ア 防災教育の充実

社会貢献意識と実践力を育成するため、防災ブック「東京防災」と連携した「防災ノート～災害と安全～」の活用等による防災教育を通して、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。また、阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、地域や関係機関と連携した実践的な防災教育を引き続き実施し、自助・共助の精神を醸成します。

さらに、地域社会で防災リーダーや防災ボランティアとして活躍できる人材を育成するため、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティア体験や現地の高校生との交流活動を行う「合同防災キャンプ」の実施を通して、「防災士」の資格を取得させ、災害発生時に地域に貢献できる人材を育成します。

項目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
防災教育の充実	防災活動支援隊の全校設置	継続実施	継続実施		
	一泊二日の宿泊防災訓練等の実施	継続実施	継続実施		
	「防災ノート」の配布	内容を順次更新			
	合同防災キャンプの実施 (防災士資格取得の支援)	福島県で実施	宮城県で実施	岩手県で実施	

イ ボランティア活動の推進

「ボランティア活動推進校」において、ボランティア活動に興味・関心のある生徒によるボランティアサポートチームを編成し、ボランティア・サミットを企画・運営等するとともに、サミットを通じて、推進校におけるボランティア活動を全ての都立高校に広報するなどして、ボランティア活動を推進しており、平成31（2019）年度からは全ての都立高校でボランティアサポートチームを編成し、各都立高校においてボランティア活動を広げていきます。

また、東京2020大会後は、平成34（2022）年に開催される第46回全国高等学校総合文化祭東京大会への参加に向けて取組を進めるなど、ボランティアサポートチームで培った精神をレガシーとして継承していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ボランティア活動の推進		ボランティア・サミットの開催 ボランティア活動推進校の指定	継続実施		
			ボランティアサポートチームの全校編成		
			継続実施		

5

都立高校における特別支援教育の推進

現状と課題

- 都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、都立高校における特別支援教育の推進体制を整備してきました。
- 平成 28 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、都立高校でも障害のある生徒への合理的配慮が義務化されました。そのため、都教育委員会は都立高校版の「障害者差別解消ハンドブック」を都立高校へ配布し周知を図っているところですが、今後、教職員への理解向上を更に図っていく必要があります。
- また、平成 28 年 12 月の学校教育法施行規則の改正により、高校における通級による指導が制度化され、平成 30 年 4 月から施行されました。平成 30 年度に実施した調査によると、都立高校における発達障害¹¹の可能性があると考えられる生徒の在籍率は 3.7 パーセントとなっています。学校ごとに学科や教育課程が多様である上に、発達障害のある生徒の在籍状況や生徒一人一人の進路希望先等が異なることから、それぞれの実態に応じた指導・支援を行っていく必要があります。
そのため、発達障害教育に係る指導内容の充実等に取り組み、教材の開発や手引の作成のほか、心理の専門家の活用事業を拡充するなど相談支援体制の整備を行っています。今後もこうした取組を継続していくことにより、発達障害のある生徒の将来の自立と社会参加・貢献を実現できるようにしていく必要があります。

図 12 都立高校における発達障害の可能性のある生徒の在籍状況

	生徒数 a	発達障害の 可能性のある 生徒の在籍数 b	在籍率 c = b / a × 100
全日制	126,533 人	3,042 人	2.4%
定時制	11,506 人	2,026 人	17.6%
計	138,039 人	5,068 人	3.7%

平成 30 年度「公立学校統計調査報告書 (a 欄)」(都教育委員会) 及び平成 30 年度に都教育委員会が実施した調査結果 (b 欄) から作成

11 発達障害とは、発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

取組の方向

(1) 特別支援教育の推進・充実

障害のある生徒の入学に際して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づいた本人等からの合理的配慮の申し出を踏まえた教育条件の整備を推進します。加えて、平成28年度に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づいて、以下の取組を進め、教育環境の整備や指導内容の充実等により発達障害教育を推進します。

ア 発達障害教育に係る指導内容の充実と組織的な対応

自己の障害に関する理解と社会性を向上させるための指導や現場実習を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科・科目等で活用できるように開発した教材をモデル校で活用しており、今後も引き続き、必要な学校に教材を配布し、指導の充実を図ります。

あわせて、発達障害のある生徒にとって分かりやすい授業展開の方法や適切な行動を促す行動支援の方法等について研究開発を行うとともに、指導の手引等を活用し、ユニバーサルデザインの考え方¹²に基づき、発問や指示が理解しやすく、活動の見通しをもちやすいなど、障害特性に応じた授業や行動支援を行います。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
発達障害教育に係る指導内容の充実と組織的な対応	東京都特別支援教育推進計画に基づき実施	学校設定教科・科目の開発とガイドラインの作成及び必要な学校での実施 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動支援	必要な学校に導入		成果検証・改善見直し
			事例集による成果の普及		成果検証・改善見直し

12 ユニバーサルデザインの考え方とは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

イ 発達障害教育環境の整備

中学校において通級による指導を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を希望する場合、発達障害の状態に応じた指導・支援を行うことが必要になります。

生徒自身が困難さを自覚しており、比較的障害の状態が軽度の場合は、前記アの取組を活用しながら、土曜日等に、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援（コミュニケーションアシスト講座）を引き続き実施していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
発達障害教育環境の整備		教育課程外での特別な指導・支援の検討、試行実施・本格実施	継続実施		

ウ 高校における通級による指導の充実

中学校において特別支援学級での指導・支援を受けていた生徒等が、将来社会人として自立するために、前記アの取組に加えて、高校においても引き続き発達障害の状態に応じた特別な指導・支援を必要とする場合があります。

都立高校における発達障害のある生徒の通級による指導については、パイロット校での指導の実践を踏まえ、今後の通級指導の仕組み等について検討を行い、平成32（2020）年度中に策定予定の東京都特別支援教育推進計画（第二期）の第二次実施計画において具体化を図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
高校における通級による指導の充実		〔パイロット校における検証〕	パイロット校における検証及び検証を踏まえた検討		